第二十三条第一項の表国民年金法第二十八条の項中「年金たる給付」を「による年金たる給付」に改め、同表国民年金法第百八条の項中「第百八条」を「第百八条第二項」に改め、同表国家公務員共済組合法第七十八条の二第一項の項及び地方公務員等共済組合法第八十条の二の項中「。以下この条において同じ」を削り、同条第二項の表昭和六十一年国民年金等経過措置政令第二十三条の項中「読み替えられた新国民年金法」を「読み替えられた国民年金法」に、「給付（」を「給付（移行年金給付を含み、」に、「若しくは給付（」を「又は給付（移行年金給付を含み、」に改める。

（独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部改正）

第十条　独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「独立行政法人農業者年金基金法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（未支給の年金給付を受けるべき者の順位）

第一条　独立行政法人農業者年金基金法（以下「法」という。）第二十二条第三項に規定する未支給の年金給付を受けるべき者の順位は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。

第四条第二号及び第七条第二項中「第一条第一項第二号」を「第一条の二第一項第二号」に改める。

第二十五条第一号中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

（国民年金法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十一条　国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第六条の五」を「第六条の六」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正）

第十二条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一号中「妻」を「配偶者」に、「すべて」を「全て」に改める。

（死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「とする」を「と、同項第一号中「七十歳に達する日」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）」と、同項第二号中「七十歳に達した日」とあるのは「五年を経過した日」とする」に改める。

第九条中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第十六条第一項中「又は兄弟姉妹」を「、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　第十三条の規定による改正後の死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令第十六条の規定は、この政令の施行の日以後に同条第一項に規定する死刑再審無罪者が死亡した場合について適用する。

法務大臣　谷垣　禎一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

訓　令

○内閣府訓令第四十七号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十二月十三日　内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表経済財政運営担当の項1第四号中「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第一項第三号の二」を「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第一項第三号の三」に改め、同項5中「内閣府設置法第四条第一項第三号の二」を「内閣府設置法第四条第一項第三号の三」に改める。

別表経済財政分析担当の項1に次の一号を加える。

四　国家戦略特別区域（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第一項に規定する国家戦略特別区域をいう。第七項において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るための基本的な政策に関すること。

別表経済財政分析担当の項中14を16とし、13を14とし、14の次に次のように加える。

15　国家戦略特別区域諮問会議の庶務に関すること。

別表経済財政分析担当の項中12を13とし、7から11までを1ずつ繰り下げ、6の次に次のように加える。

7　国家戦略特別区域の指定に関すること、国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に関すること並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十五年十二月十三日から施行する。